



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（人事課） 1
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程（人事課） 1

訓 令

規 則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則をここに公布する。

平成19年2月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第2号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理する。

第1順位 副知事 仲里全輝

第2順位 副知事 安里カツ子

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を次のように定める。

平成19年2月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県副知事の担任事項を定める規程

第1条 副知事の担任事項は、次のとおりとする。ただし、副知事のうちのいずれかに事故があるとき、又はいずれかが欠けたときは、他の副知事はその担任事項を担任する。

(1) 副知事仲里全輝の担任する事項

ア 知事公室に関する事項

- イ 総務部に関する事項
- ウ 企画部に関する事項
- エ 福祉保健部に関する事項
- オ 病院事業局に関する事項
- カ 教育委員会との連絡調整に関する事項

(2) 副知事安里カツ子の担任する事項

- ア 文化環境部に関する事項
- イ 農林水産部に関する事項
- ウ 観光商工部に関する事項
- エ 土木建築部に関する事項
- オ 企業局に関する事項

カ 知事以外の執行機関との連絡調整に関する事項（前号カに掲げる事項を除く。）であって、公室及び部が所掌するもの以外のもの

第2条 前条の担任事項のうち重要事項及び異例に属する事項については、同条の規定にかかわらず、相互に協議するものとする。

第3条 第1条の担任事項以外の事項については、その都度知事が定める。

附 則

この訓令は、平成19年2月20日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---